

SBC第1-1号様式（第17条関係）（A4）（規則第二号様式に基づく様式）  
（第一条の三、第三条、第三条の三関係）

## 確認申請書（建築物）

（第一面）

建築基準法第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。また、申請にあたっては、株式会社湘南建築センター確認検査業務規程及び同確認検査業務約款を遵守いたします。

株式会社 湘南建築センター 様

年 月 日

申請者氏名 リストホームズ株式会社  
代表取締役 北見 尚之

設計者氏名 リストホームズ株式会社 一級建築士事務所  
荒田 康泰

※手数料欄			
※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※確認番号欄
第 号			第 号
係員印			係員印

(第二面)

建築主等の概要

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】 リストホームズカブシキガイシャ ダイユウトリシヤク キタミ ヒサシ  
【ロ. 氏名】 リストホームズ株式会社 代表取締役 北見 尚之  
【ハ. 郵便番号】 231-0015  
【ニ. 住所】 神奈川県横浜市中区尾上町四丁目47番地  
【ホ. 電話番号】 045-671-9966

【2. 代理者】

【イ. 資格】 (一級 ) 建築士 (大臣 ) 登録第 246229 号  
【ロ. 氏名】 増田 陽一  
【ハ. 建築士事務所名】 (一級 ) 建築士事務所 (東京都知事 ) 登録第 64031 号  
ALF a D e s i g n株式会社一級建築士事務所  
【ニ. 郵便番号】 107-0062  
【ホ. 所在地】 東京都港区南青山2-11-16 METLIFE青山ビル7階  
【ヘ. 電話番号】 03-6280-5676

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資格】 (一級 ) 建築士 (大臣 ) 登録第 331087 号  
【ロ. 氏名】 荒田 康泰  
【ハ. 建築士事務所名】 (一級 ) 建築士事務所 (神奈川県知事 ) 登録第 17455 号  
リストホームズ株式会社 一級建築士事務所  
【ニ. 郵便番号】 231-0015  
【ホ. 所在地】 神奈川県横浜市中区尾上町4-47  
【ヘ. 電話番号】 045-671-9966  
【ト. 作成又は確認した設計図書】 設計図書一式

(その他の設計者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
【ロ. 氏名】  
【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 登録第 号

【ニ. 郵便番号】  
【ホ. 所在地】  
【ヘ. 電話番号】  
【ト. 作成又は確認した設計図書】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
【ロ. 氏名】  
【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 登録第 号

【ニ. 郵便番号】  
【ホ. 所在地】  
【ヘ. 電話番号】  
【ト. 作成又は確認した設計図書】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
【ロ. 氏名】  
【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 登録第 号

【ニ. 郵便番号】  
【ホ. 所在地】  
【ヘ. 電話番号】  
【ト. 作成又は確認した設計図書】

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)

上記の設計者のうち、

建築士法第20条の2第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の2第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の3第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の3第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

---

**【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】**

(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

**【5. 工事監理者】**

(代表となる工事監理者)

【イ. 資格】 (一級 ) 建築士 (大臣 ) 登録第 290682 号  
【ロ. 氏名】 根岸 孝幸  
【ハ. 建築士事務所名】 (一級 ) 建築士事務所 (神奈川県知事) 登録第 17455 号  
リストホームズ株式会社 一級建築士事務所  
【ニ. 郵便番号】 231-0015  
【ホ. 所在地】 神奈川県横浜市中区尾上町4-47  
【ヘ. 電話番号】 045-671-9966  
【ト. 工事と照合する設計図書】 設計図書一式

(その他の工事監理者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
【ロ. 氏名】  
【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 登録第 号

【ニ. 郵便番号】  
【ホ. 所在地】  
【ヘ. 電話番号】  
【ト. 工事と照合する設計図書】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
【ロ. 氏名】  
【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 登録第 号

【ニ. 郵便番号】  
【ホ. 所在地】  
【ヘ. 電話番号】  
【ト. 工事と照合する設計図書】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
【ロ. 氏名】  
【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 登録第 号

【ニ. 郵便番号】  
【ホ. 所在地】  
【ヘ. 電話番号】  
【ト. 工事と照合する設計図書】

---

**【6. 工事施工者】**

【イ. 氏名】 代表取締役 北見 尚之  
【ロ. 営業所名】 建設業の許可 (神奈川県知事) 第 (特-2 ) 87490 号  
リストホームズ株式会社  
【ハ. 郵便番号】 231-0015  
【ニ. 所在地】 神奈川県横浜市中区尾上町4-47  
【ホ. 電話番号】 045-671-9966

---

**【7. 構造計算適合性判定の申請】**

申請済 ( )  
未申請 ( )  
申請不要

---

**【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】**

提出済 ( )  
未提出 ( )  
提出不要 ( )

---

**【9. 備考】**

栄区柏陽1号棟 新築工事

---

(第三面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】	神奈川県横浜市栄区柏陽1395-5			
【2. 住居表示】				
【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】	<input checked="" type="checkbox"/> 都市計画区域内 ( <input checked="" type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 区域区分非設定 ) <input type="checkbox"/> 準都市計画区域内 <input type="checkbox"/> 都市計画区域及び準都市計画区域外			
【4. 防火地域】	<input type="checkbox"/> 防火地域	<input type="checkbox"/> 準防火地域	<input checked="" type="checkbox"/> 指定なし	
【5. その他の区域、地域、地区又は街区】	法第22条区域 高さの限度10m、第一種高度地区、宅地造成工事規制区域、 外壁後退 道1.0m、最低敷地125㎡、緑化地域			
【6. 道路】				
【イ. 幅員】	4.000 m			
【ロ. 敷地と接している部分の長さ】	6.770 m			
【7. 敷地面積】				
【イ. 敷地面積】				
(1)	( 136.51 ㎡ )	( 0.00 ㎡ )	( 0.00 ㎡ )	( 0.00 ㎡ )
(2)	( 0.00 ㎡ )	( 0.00 ㎡ )	( 0.00 ㎡ )	( 0.00 ㎡ )
【ロ. 用途地域等】	( 第一種低層住居専用地域 ) ( ) ( ) ( )			
【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】	( 80.00 % ) ( % ) ( % ) ( % )			
【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】	( 40.00 % ) ( % ) ( % ) ( % )			
【ホ. 敷地面積の合計】	(1) 136.51 ㎡			
	(2) 0.00 ㎡			
【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】	80.00 %			
【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】	40.00 %			
【チ. 備考】				
【8. 主要用途】	(区分 08010)	一戸建ての住宅		
【9. 工事種別】	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替			
【10. 建築面積】	(申請部分	(申請以外の部分	(合計	
【イ. 建築物全体】	( 54.09 ㎡ )	( ㎡ )	( 54.09 ㎡ )	
【ロ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】	( 54.09 ㎡ )	( ㎡ )	( 54.09 ㎡ )	
【ハ. 建蔽率】	39.63 %			

【11. 延べ面積】 (申請部分 ) (申請以外の部分 ) (合計 )  
 【イ. 建築物全体】 ( 102.25 m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> ) ( 102.25 m<sup>2</sup> )  
 【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】  
 ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> )  
 【ハ. エレベータの昇降路の部分】  
 ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> )  
 【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】  
 ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> )  
 【ホ. 認定機械室等の部分】 ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> )  
 【ヘ. 自動車車庫等の部分】 ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> )  
 【ト. 備蓄倉庫の部分】 ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> )  
 【チ. 蓄電池の設置部分】 ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> )  
 【リ. 自家発電設備の設置部分】  
 ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> )  
 【ヌ. 貯水槽の設置部分】 ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> )  
 【ル. 宅配ボックスの設置部分】  
 ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> )  
 【ヲ. その他の不算入部分】 ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> )  
 【ワ. 住宅の部分】 ( 102.25 m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> ) ( 102.25 m<sup>2</sup> )  
 【カ. 老人ホーム等の部分】 ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> )  
 【ヨ. 延べ面積】 102.25 m<sup>2</sup>  
 【タ. 容積率】 74.91 %

【12. 建築物の数】

【イ. 申請に係る建築物の数】 1  
 【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】 0

【13. 建築物の高さ等】 (申請に係る建築物 ) (他の建築物 )

【イ. 最高の高さ】 ( 7.685 m ) ( m )  
 【ロ. 階数】 地上 ( 2 ) ( 0 )  
 地下 ( 0 ) ( 0 )

【ハ. 構造】 木 造(軸組工法) 一部 造

【ニ. 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】 有 無

【ホ. 適用があるときは、特例の区分】

道路高さ制限不適用 隣地高さ制限不適用 北側高さ制限不適用

【14. 許可・認定等】

宅地造成 指令第2023規1508号 令和 5 年 10 月 10 日

【15. 工事着手予定年月日】 令和 6 年 5 月 31 日

【16. 工事完了予定年月日】 令和 6 年 10 月 31 日

【17. 特定工程工事終了予定日年月日】 (特定工程)

(第 1 回) 令和 6 年 6 月 20 日 (全軸組緊結完了時 )  
 (第 回) 年 月 日 ( )  
 (第 回) 年 月 日 ( )

【18. その他必要な事項】

【19. 備考】

## 建築物別概要

【1. 番号】	1
【2. 用途】	(区分 08010 ) 一戸建ての住宅 (区分 ) (区分 ) (区分 ) (区分 )
【3. 工事種別】	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替
【4. 構造】	木造 一部 造
【5. 主要構造部】	<input type="checkbox"/> 耐火構造(防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合) <input type="checkbox"/> 耐火構造(防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合) <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造 <input type="checkbox"/> 準耐火構造 <input type="checkbox"/> 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー1) <input type="checkbox"/> 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー2) <input checked="" type="checkbox"/> その他
【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】	<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造 <input type="checkbox"/> 建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第109条の7第1項第1号に掲げる基準に適合する構造 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 建築基準法第21条または第27条の規定の適用を受けない
【7. 建築基準法第61条の規定の適用】	<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 延焼防止建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準延焼防止建築物 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 建築基準法第61条の規定の適用を受けない
【8. 階数】	【イ. 地階を除く階数】 2 【ロ. 地階の階数】 【ハ. 昇降機塔等の階の数】 1 【ニ. 地階の倉庫等の階の数】
【9. 高さ】	【イ. 最高の高さ】 7.685 m 【ロ. 最高の軒の高さ】 5.945 m
【10. 建築設備の種類】	給水設備、衛生設備、排水設備、ガス設備、換気設備、電気設備、住宅用防災機器

【11. 確認の特例】

【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定による  
審査の特例の適用の有無】 有 無

【ロ. 建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 有 無

【ハ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】

第3号

【ニ. 認定型式の認定番号】 第 号

【ホ. 適合する一連の規定の区分】 建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ

建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ

【ヘ. 認証型式部材等の認定番号】 第 号

---

【12. 床面積】	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【イ. 階別】	( F1 階) ( 48.02 m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( 48.02 m <sup>2</sup> )
	( F2 階) ( 50.51 m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( 50.51 m <sup>2</sup> )
	( P1 階) ( 3.72 m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( 3.72 m <sup>2</sup> )
【ロ. 合計】	( 102.25 m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( 102.25 m <sup>2</sup> )

---

【13. 屋根】

(NM-2093) 平型屋根スレート葺き

---

【14. 外壁】

(PC030BE-0985) ラスモルタル厚15mm+室内側:PB厚12.5mm (小屋裏含む)

---

【15. 軒裏】

パルプ繊維混入セメント板(ア)12(QF030RS-0157)

---

【16. 居室の床の高さ】

565 mm

---

【17. 便所の種類】

水洗

---

【18. その他必要な事項】

---

【19. 備考】

---

(第五面)

建築物の階別概要

【1. 番号】	1		
【2. 階】	F1		
【3. 柱の小径】	105 mm		
【4. 横架材間の垂直距離】	2710 mm		
【5. 階の高さ】	2811 mm		
【6. 天井】			
【4. 居室の天井の高さ】	2300 mm		
【7. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】		<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
【7. 用途別床面積】			
	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)
【イ.】	( 08010 )	( 一戸建ての住宅 )	( 48.02 m <sup>2</sup> )
【ロ.】	( )	( )	( m <sup>2</sup> )
【ハ.】	( )	( )	( m <sup>2</sup> )
【ニ.】	( )	( )	( m <sup>2</sup> )
【ホ.】	( )	( )	( m <sup>2</sup> )
【ヘ.】	( )	( )	( m <sup>2</sup> )
【8. その他必要な事項】			
【9. 備考】			

(第五面)

建築物の階別概要

【1. 番号】	1		
【2. 階】	F2		
【3. 柱の小径】	105 mm		
【4. 横架材間の垂直距離】	2500 mm		
【5. 階の高さ】	mm		
【6. 天井】			
【4. 居室の天井の高さ】	2400 mm		
【7. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】		<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
【7. 用途別床面積】			
	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)
【イ.】	( 08010 )	( 一戸建ての住宅 )	( 50.51 m <sup>2</sup> )
【ロ.】	( )	( )	( m <sup>2</sup> )
【ハ.】	( )	( )	( m <sup>2</sup> )
【ニ.】	( )	( )	( m <sup>2</sup> )
【ホ.】	( )	( )	( m <sup>2</sup> )
【ヘ.】	( )	( )	( m <sup>2</sup> )
【8. その他必要な事項】			
【9. 備考】			

(第五面)

建築物の階別概要

【1. 番号】	1
【2. 階】	P1
【3. 柱の小径】	105 mm
【4. 横架材間の垂直距離】	2231 mm
【5. 階の高さ】	mm
【6. 天井】	
【イ. 居室の天井の高さ】	mm
【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
【7. 用途別床面積】	
	(用途の区分)(具体的な用途の名称)(床面積)
【イ.】	( 08010 )(一戸建ての住宅)( 3.72 m <sup>2</sup> )
【ロ.】	( ) ( ) ( m <sup>2</sup> )
【ハ.】	( ) ( ) ( m <sup>2</sup> )
【ニ.】	( ) ( ) ( m <sup>2</sup> )
【ホ.】	( ) ( ) ( m <sup>2</sup> )
【ヘ.】	( ) ( ) ( m <sup>2</sup> )
【8. その他必要な事項】	
【9. 備考】	

建築物独立部分別概要

---

【1. 番号】 1

---

【2. 延べ面積】

---

【3. 建築物の高さ等】

【イ. 最高の高さ】

【ロ. 最高の軒の高さ】

【ハ. 階数】 地上 ( ) 地下 ( )

【ニ. 構造】 造 一部 造

---

【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】

特定構造計算基準

特定増改築構造計算基準

---

【5. 構造計算の区分】

建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従った構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算

---

【6. 構造計算に用いたプログラム】

【イ. 名称】

【ロ. 区分】

建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの認定を受けたプログラム  
(大臣認定番号 )

その他のプログラム

---

【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】

( )

---

【8. 備考】

---

## 委任状

令和6年4月15日

株式会社 湘南建築センター 様

委任者  
神奈川県横浜市中区尾上町四丁目47番地  
リストホームズ株式会社 代表取締役 北見 尚之

私はALF a Design株式会社一級建築士事務所 増田 陽一を代理人と定め、下記の建築物等に係る建築基準法等の規定に基づく手続き（引受承諾書の受領を含む。）等に関する一切の権限を委任します。

### 1. 申請の区分

- 建築基準法第6条の2第1項の規定による確認  
（ 建築基準法第6条の2第1項の規定による計画変更確認）
- 建築基準法第7条の4第1項の規定による中間検査
- 建築基準法第7条の2第1項の規定による完了検査
- 住宅金融支援機構の適合証明業務に係る物件審査
- 住宅金融支援機構に係る工事審査
- 各種届出（建築主等変更・工事監理者等変更・誤記訂正・取下げ・工事取止）

### 2. 申請する建築物等

- 建築物
- 建築設備（昇降機）
- 建築設備（昇降機以外）
- 工作物（法第88条第1項）
- 工作物（法第88条第2項）

### 3. 建築場所、設置場所又は築造場所

神奈川県横浜市長区柏陽1395-5

### 4. 建築物等の用途

一戸建ての住宅

### 5. 工事種別

- 新築  増築  改築  移転  用途変更  大規模の修繕  大規模の模様替

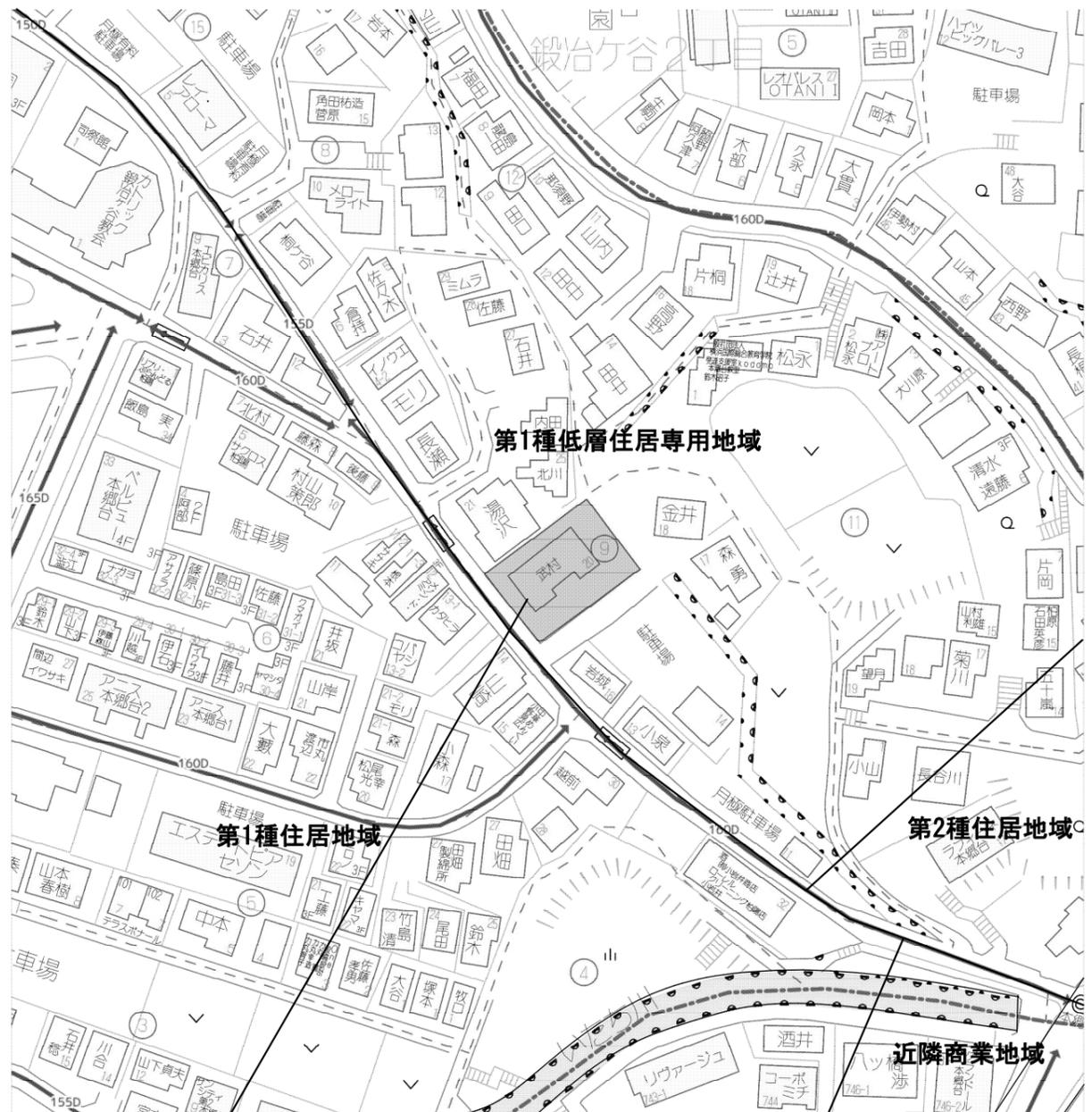
※委任者は適宜押印が可能

識別番号 38368 7



申請地

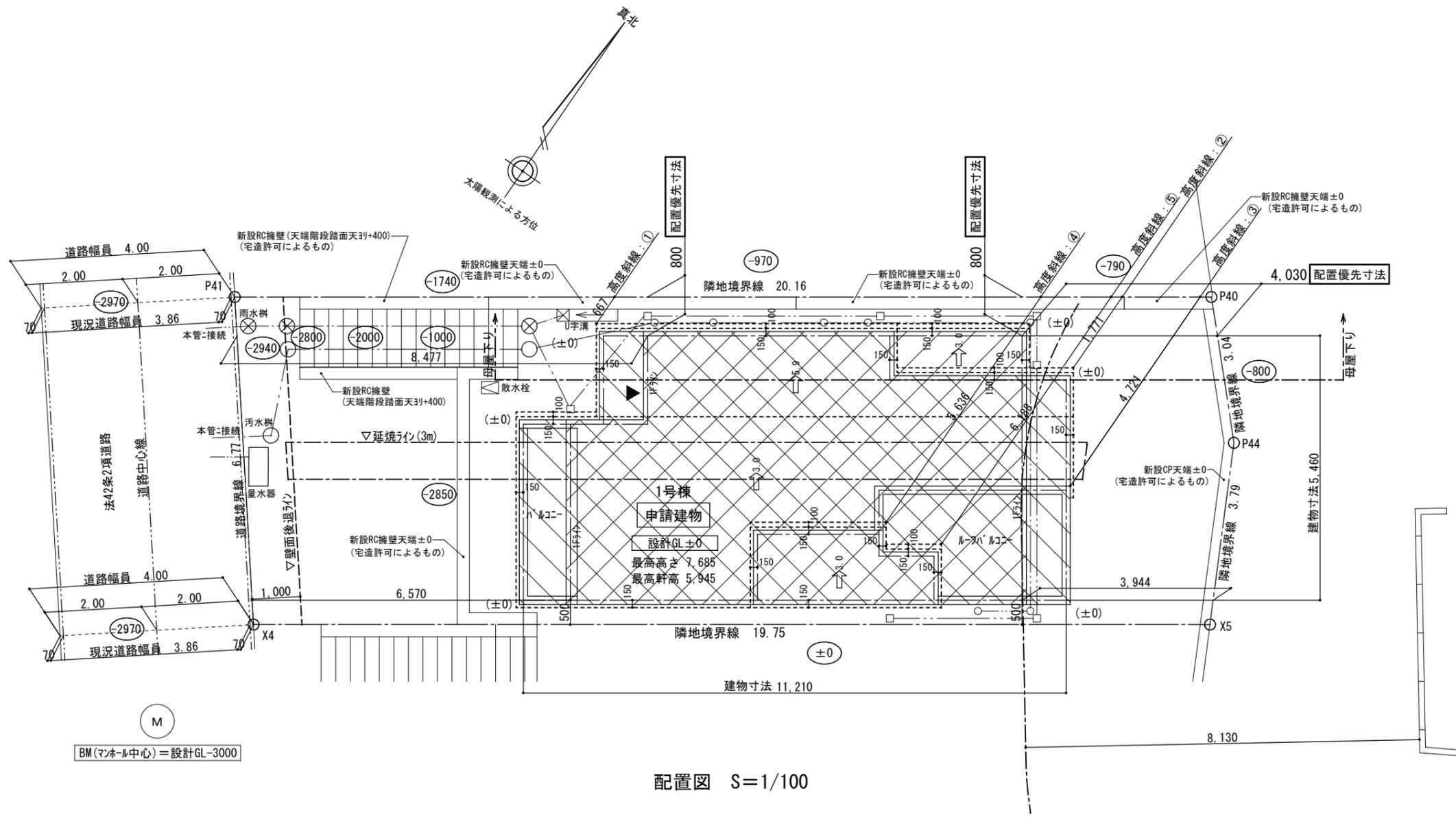
案内図



申請地  
地名地番：神奈川県横浜市栄区柏陽1395-5  
住居表示：神奈川県横浜市栄区柏陽9-（以下未定）

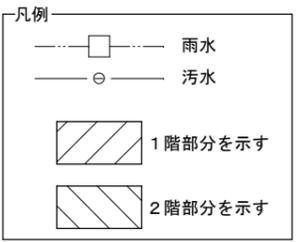
付近見取図

リストホームズ株式会社一級建築士事務所 1級建築士登録 第331087号 荒田 康泰	施工承認	図面変更履歴	縮尺	工事名	図面 No
			作図日	図面名	
			\$j	案内図・付近見取図 番号 38368 1	



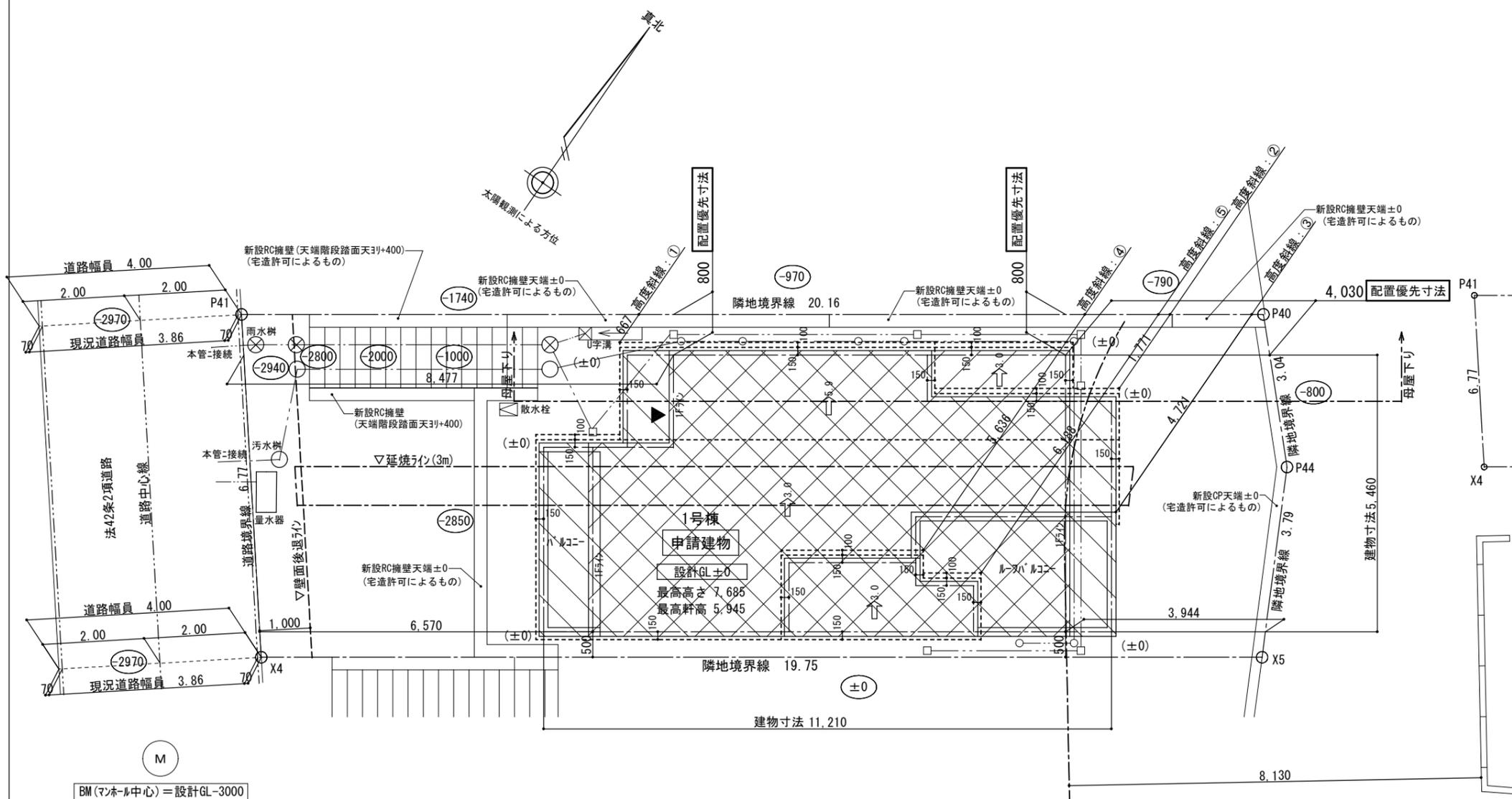
M  
BM(マンホール中心) = 設計GL-3000

配置図 S=1/100

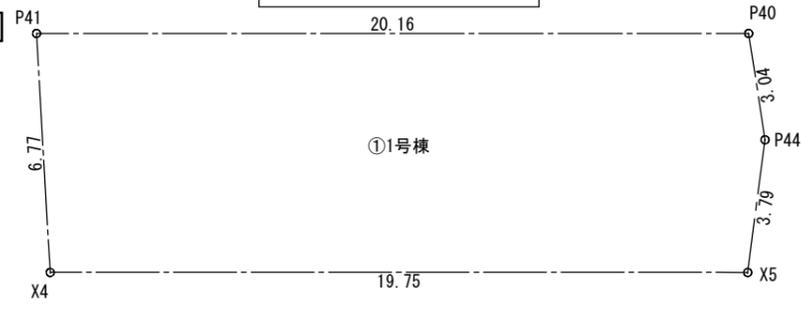


- ▲ : 主要な出入口
- ※ 2階は全て延焼のおそれのある部分
- ※ 水道法16条に適合とする
- ※ 下水道法10条1項に適合とする
- ※ ガス事業法162条に適合とする
- ※ 既存擁壁は宅地造成時施工、又は、計画時施工済。  
安全性を確認、支障ないものとする。
- ※ 土留は、2段以下はCB、3段以上は全て型枠CPとする
- ※ 施行令130条の12に適合
- ※ 道路斜線 : 支障なし
- ※ 平均GL : 発生なし
- ※ 宅地造成 許可番号「指令第2023規1508号」2023年10月10日

防火指定ナシ  
 省令準耐火仕様  
 断熱等性能等級4仕様  
 一次エネルギー消費量等級4仕様



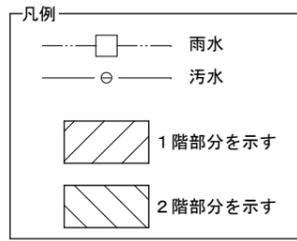
敷地面積求積図 1/200



求積表

NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn · (Yn+1-Yn-1)
P40	526.901	509.139	-18.704	-9855.156304
P41	515.479	492.521	-12.468	-6426.992172
X4	510.129	496.671	20.424	10418.874696
X5	521.314	512.945	14.554	7587.203956
P44	524.686	511.225	-3.806	-1996.954916
合計				-273.024740
合計面積				136.5123700
地積				136.51 m <sup>2</sup>

配置図 S=1/100

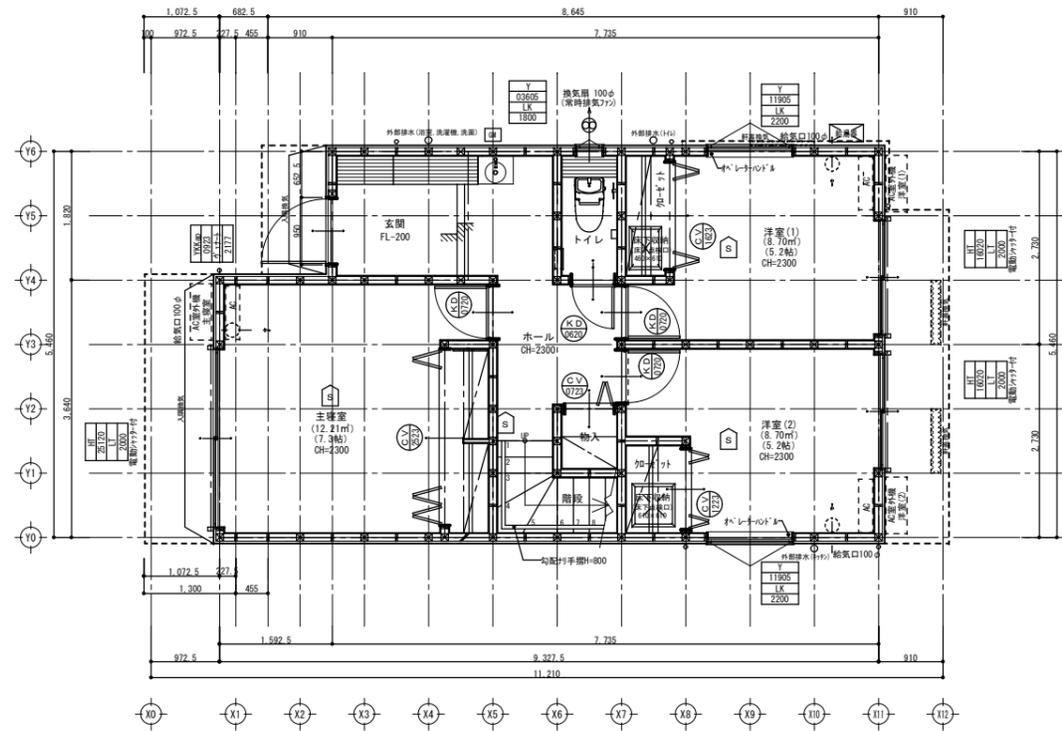


- ▲ : 主要な出入口
- ※ 2階は全て延焼のおそれのある部分
  - ※ 水道法16条に適合とする
  - ※ 下水道法10条1項に適合とする
  - ※ ガス事業法162条に適合とする
  - ※ 既存擁壁は宅地造成時施工、又は、計画時施工済。安全性を確認、支障ないものとする。
  - ※ 土留は、2段以下はCB、3段以上は全て型枠CPとする
  - ※ 施行令130条の12に適合
  - ※ 道路斜線 : 支障なし
  - ※ 平均GL : 発生なし
- ※ 宅地造成 許可番号「指令第2023規1508号」2023年10月10日

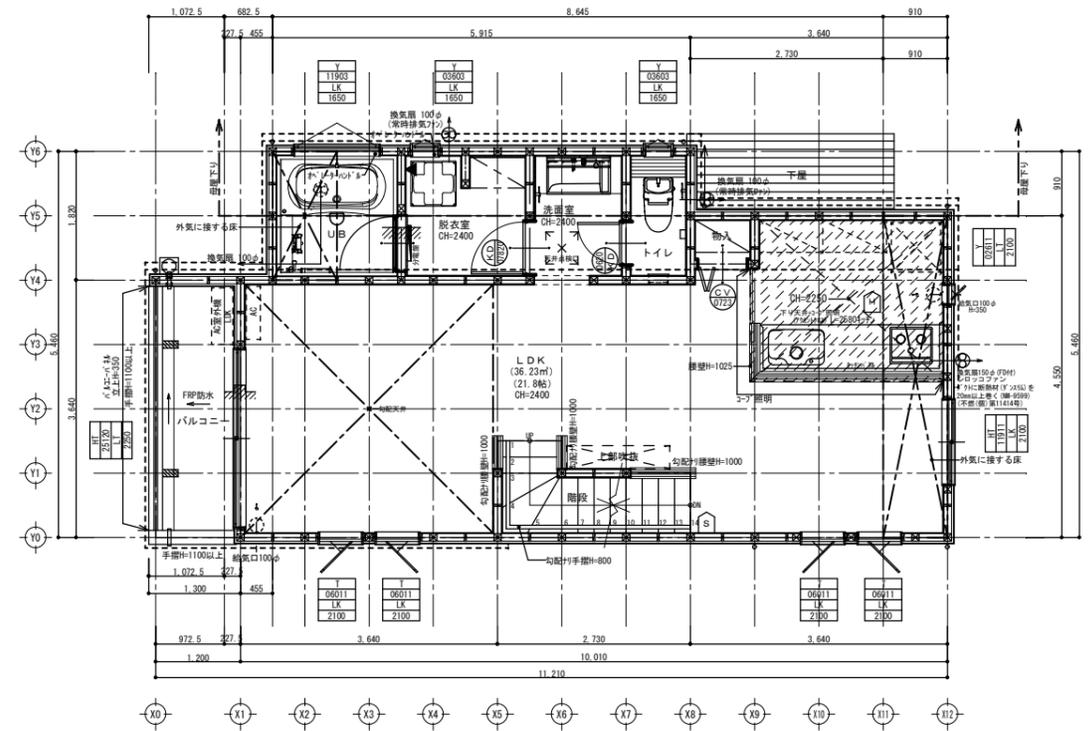


リストホームズ株式会社一級建築士事務所  
 1級建築士登録 第331087号  
 荒田 康泰

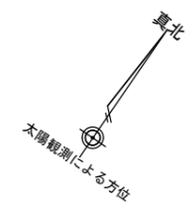
施工承認	図面変更履歴	縮尺	工事名	図面No
		1/100	栄区柏陽1号棟 新築工事	意-1
		作図日	図面名	
		2024/ 5/23	配置図 識別番号 38368 5	



1階平面図



2階平面図



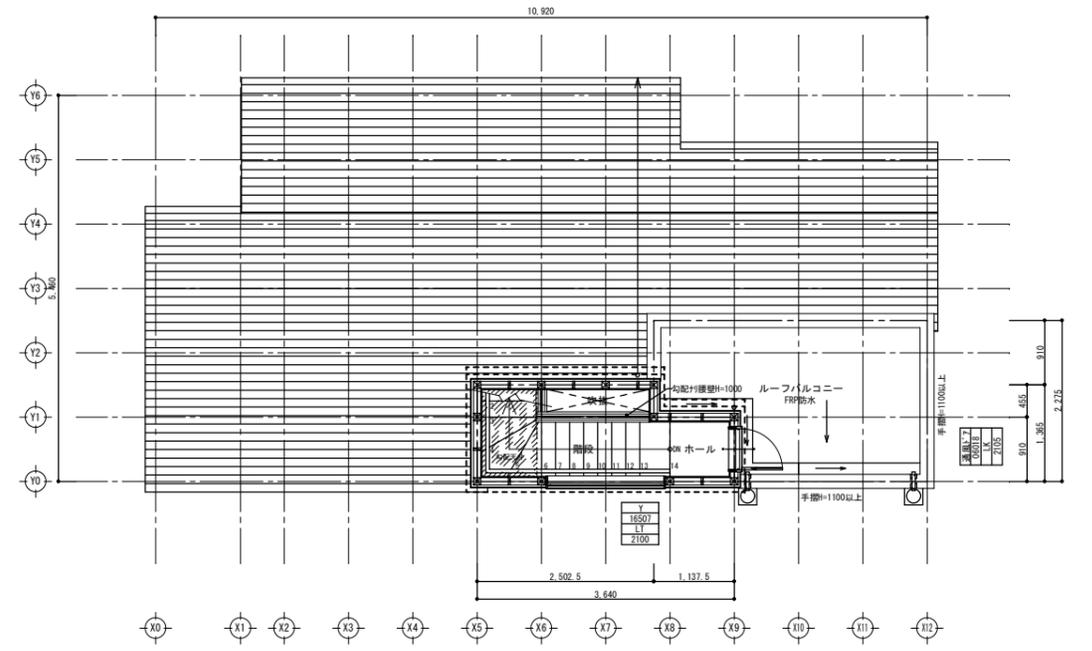
- 防火指定ナシ
- 省令準耐火仕様
- 断熱等性能等級4仕様
- 一次エネルギー消費量等級4仕様

■特記

- ※火気使用室の仕上げは準不燃材料とする(天井・壁)  
天井:強化石膏ボード(7)12.5+ビニルクロス貼  
壁:石膏ボード(7)15+ビニルクロス貼
- ※コンロ廻りは消防長の指定する有効不燃材とする
- ※フードの材質は鋼製、ダクトはスチール製とする
- ※コンロ上方、離隔距離800mm以上離す(不燃材)
- ※100φ開口部は全てフード付(防火覆い)とする
- ※法28条第3項による検討 (V=30KQ)  
使用コンロ 全点火時: 9.20 (kw/h)  
使用フード 50Hz: 540 (m3/h)  
30×0.93×9.20=256.68<540 ∴OK
- ※階段蹴上22cm以下・踏面15cm以上・有効幅75cm以上
- ※階段には手摺設置(出寸法は100mm以下)
- ※内部建具(片開き)は全てアンダーカット(1cm)とする
- ※バルコニー、フラットルーフ FRP防水(認定番号DR-1552)
- ※各部屋の入口は段差のないものとする
- ※床下収納庫は床下点検口を兼ねる

- 凡例
- 火災警報器
  - S 煙式センサー
  - H 熱式センサー
  - 防 防火設備

※法35条、第35条の3 各室の採光及び換気について支障無し



PH平面図

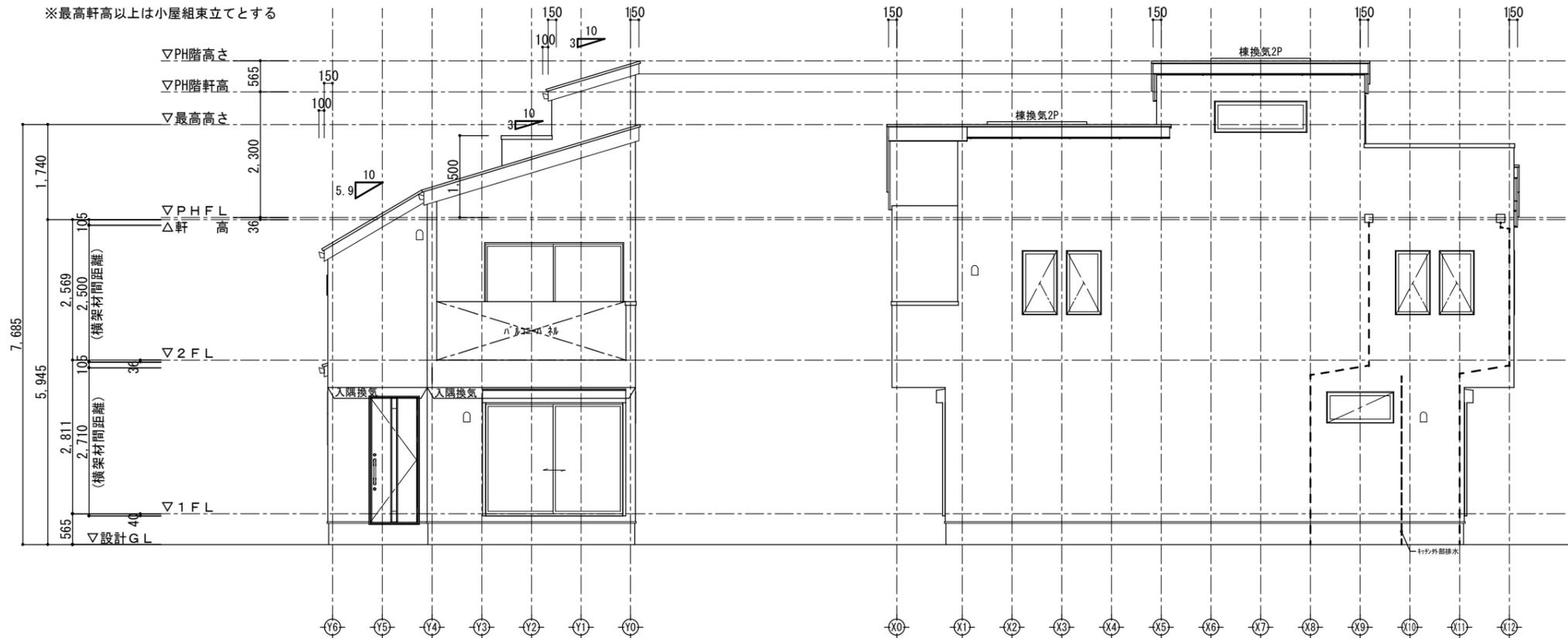


リストホームズ株式会社一級建築士事務所  
一級建築士登録 第331087号  
荒田 康泰

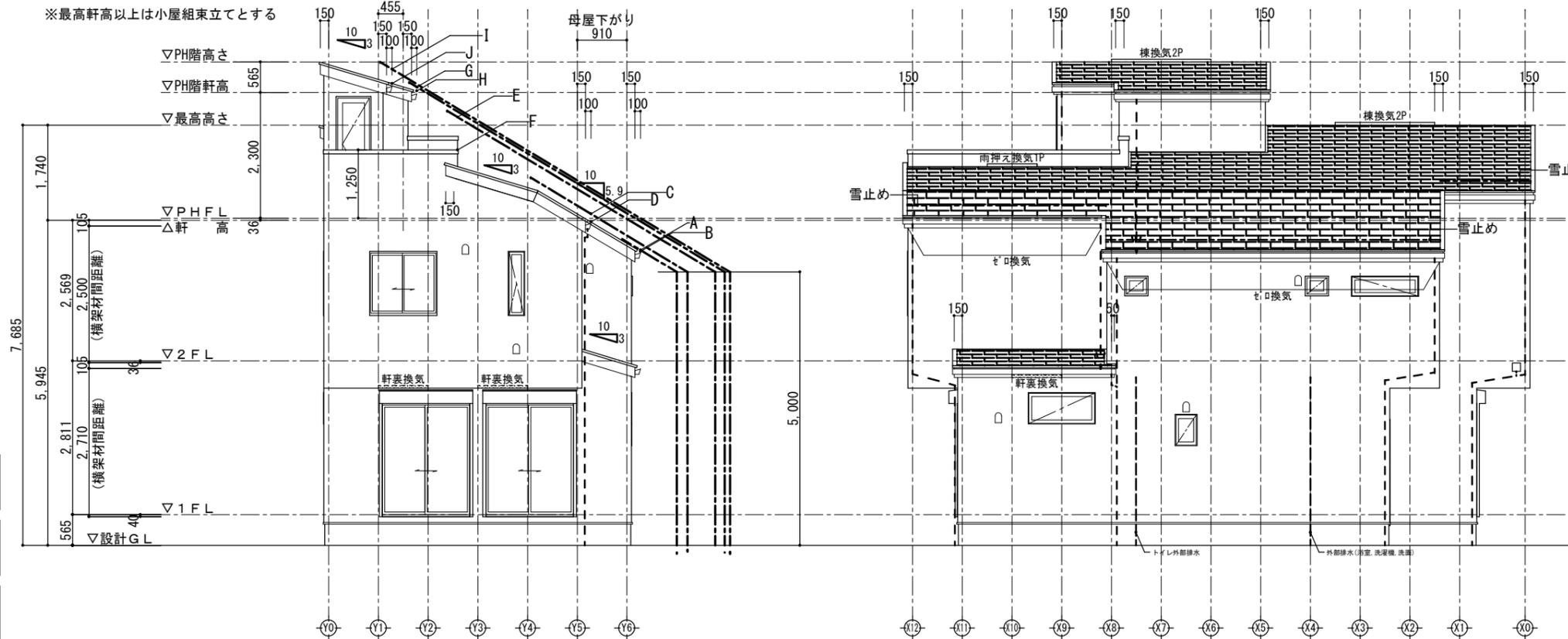
施工承認	図面変更履歴	縮尺	工事名	図面No
		1/100	栄区柏陽1号棟 新築工事	
		作図日	図面名	
		2024/ 5/20	平面図 識別番号 38368 5	***

外部仕上認定材リスト
屋根：平形色彩スレート(NM-2093)
外壁：ラスメッシュ(7)15(PC030BE-0711)
軒裏天井：パルテ繊維混入セメント板(7)12(QF030RS-0157)
※外壁の屋内側被覆：石膏ボード 厚12.5mm(小屋裏含む)
●高度斜線チェック
高度斜線：①
5000+667×0.6=5,400.2 . . . A
樋先高さ：(5945+100)-1160×0.59=5,360.6 . . . B
A>B 39.6mmクリア
高度斜線：②
5000+1771×0.6=6,062.6 . . . C
樋先高さ：(5945+100)-250×0.59=5,897.5 . . . D
C>D 165.1mmクリア
高度斜線：③
5000+4721×0.6=7,832.6 . . . E
手摺高さ：5945+1250=7,195 . . . F
E>F 637mmクリア
高度斜線：④
5000+5636×0.6=8,381.6 . . . G
樋先高さ：(8281+100)-250×0.3=8,306 . . . H
G>H 75.6mmクリア
高度斜線：⑤
5000+6188×0.6=8,712.8 . . . I
樋先高さ：(8281+100)+455×0.3=8,517.5 . . . J
I>J 195.3mmクリア

※最高軒高以上は小屋組束立とする



※最高軒高以上は小屋組束立とする



防火指定ナシ

省令準耐火仕様

断熱等性能等級4仕様

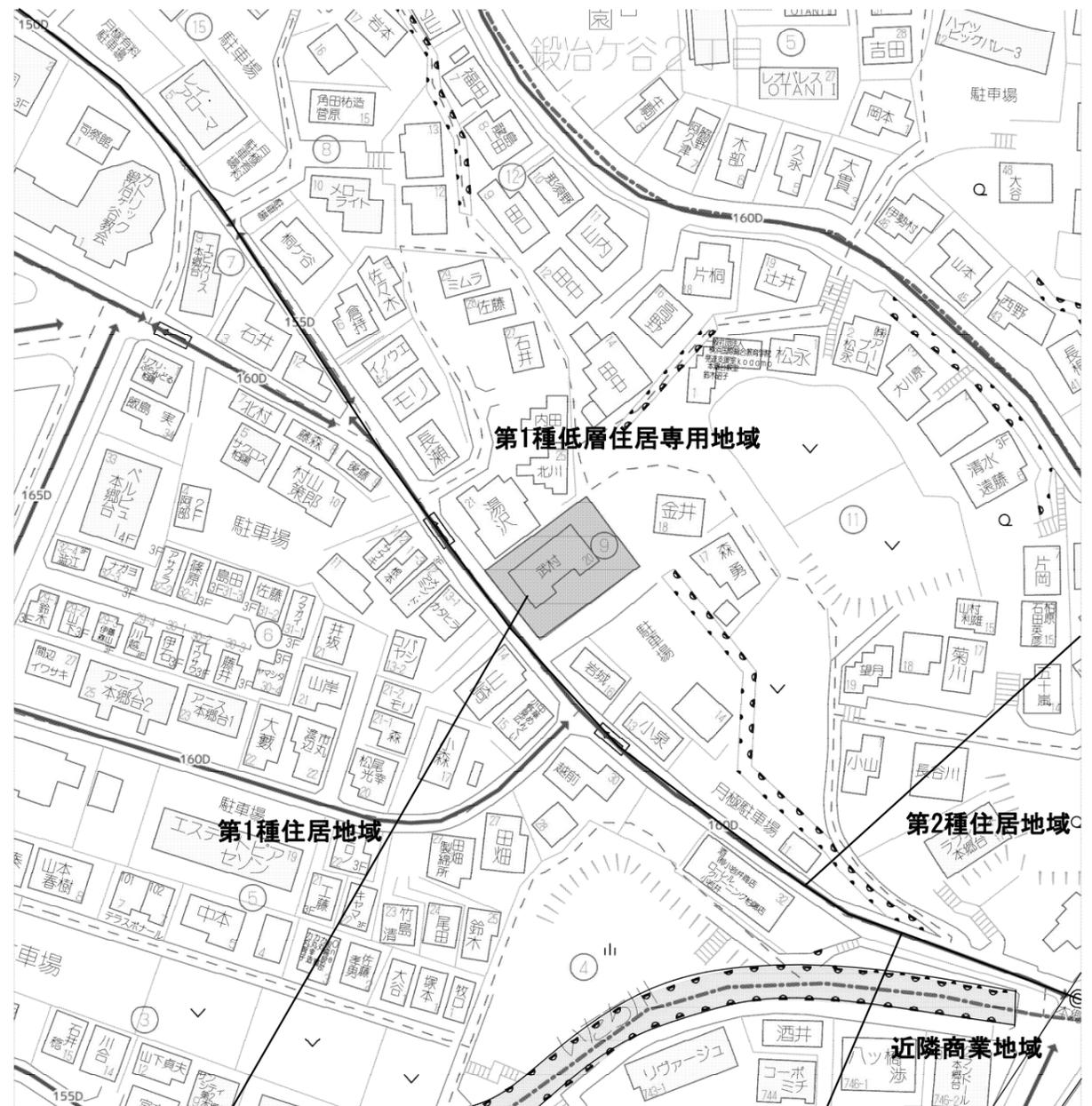
一次エネルギー消費量等級4仕様

	リストホーム株式会社一級建築士事務所 1級建築士登録 第331087号 荒田 康泰	施工承認	図面変更履歴	縮尺	工事名	図面No
				1/100	栄区柏陽1号棟 新築工事	
				2024/ 5/23	立立面図 識別番号 38368 5	



申請地

案内図



申請地

地名地番：神奈川県横浜市栄区柏陽1395-5

住居表示：神奈川県横浜市栄区柏陽9-（以下未定）

付近見取図



リストホームズ株式会社一級建築士事務所  
1級建築士登録 第331087号  
荒田 康泰

施工承認

図面変更履歴

縮尺

工事名

図面 No

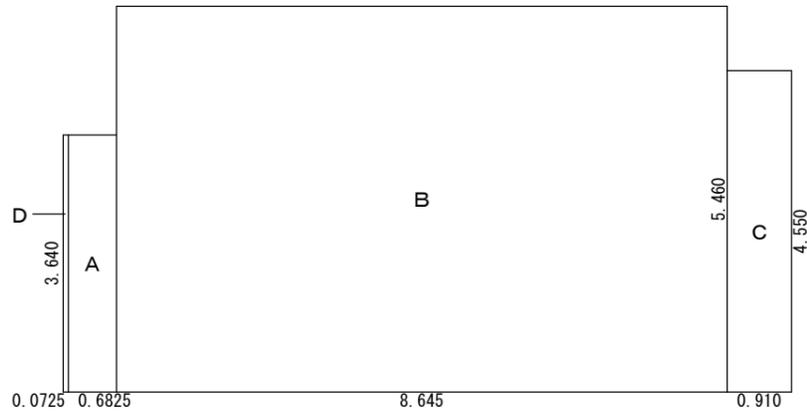
作図日

図面名

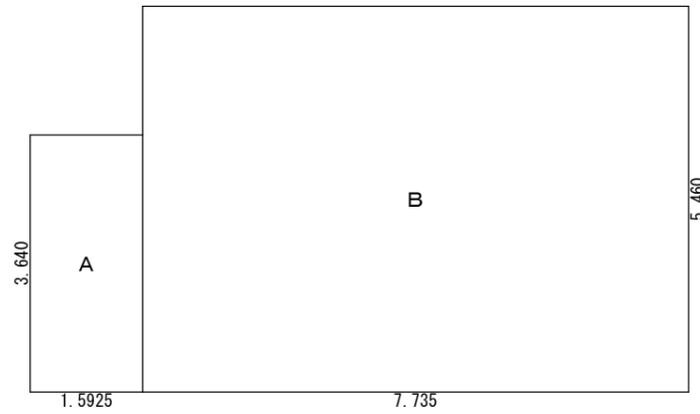
案内図・付近見取図 番号 38368 1

\$j

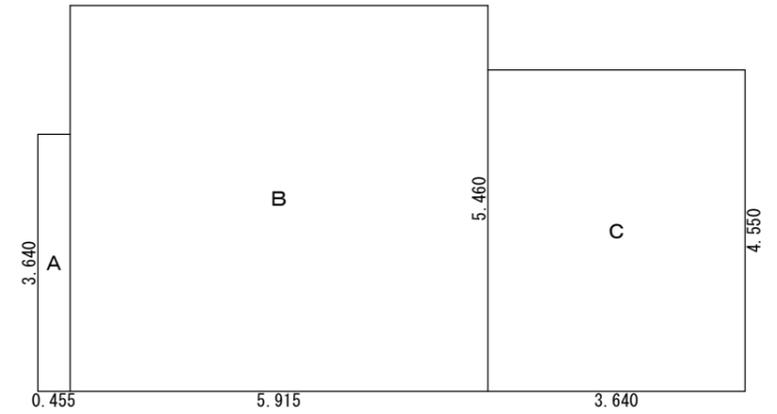
建築面積求積図



1階床面積求積図



2階床面積求積図



PH階床面積求積図



建築面積求積表

A	0.6825	×	3.640	=	2.484300
B	8.645	×	5.460	=	47.201700
C	0.910	×	4.550	=	4.140500
D	0.0725	×	3.640	=	0.263900

1階床面積求積表

A	1.5925	×	3.640	=	5.796700
B	7.735	×	5.460	=	42.233100

2階床面積求積表

A	0.455	×	3.640	=	1.656200
B	5.915	×	5.460	=	32.295900
C	3.640	×	4.550	=	16.562000

PH階床面積求積表

A	0.910	×	1.365	=	1.242150
A	2.730	×	0.910	=	2.484300

56.31㎡(建築面積)/8=7.03㎡ 7.03㎡>3.72㎡の為、高さ不算入

基準法床面積

建築面積	A+B+C+D	54.09 m <sup>2</sup>	16.36 坪
1階床面積	A+B	48.02 m <sup>2</sup>	14.52 坪
2階床面積	A+B+C	50.51 m <sup>2</sup>	15.27 坪
PH階床面積	A+B	3.72 m <sup>2</sup>	1.12 坪
延床面積		102.25 m <sup>2</sup>	30.91 坪

- ・敷地面積 136.51㎡
- ・容積率 80%>74.91%
- ・建ぺい率 40%>39.62%
- ・第1種低層住居専用地域
- ・法第22条区域
- ・第一種高度地区



リストホームズ株式会社一級建築士事務所  
1級建築士登録 第331087号  
荒田 康泰

施工承認

図面変更履歴

縮尺

1/100

作図日

2024/ 5/20

工事名

栄区柏陽1号棟 新築工事

図面名

求積図

識別番号 38368 5

図面 No

意-2

# シックハウス検討書

①居室毎の機械換気設備

②天井裏への措置&使用建材材料表

リストホームズ株式会社 一級建築士事務所  
一級建築士 大臣登録 第331087号 荒田 康泰

識別番号 38368 3

# ① 居室毎の機械換気設備 -シックハウス対策シート-

住宅の名称	栄区柏陽1号棟 新築工事	住戸番号	
-------	--------------	------	--

居室等の全体の床面積  m<sup>2</sup>      居室等の平均の高さ  m      居室等の全体の気積  m<sup>3</sup>

居室等の名称	床面積(1)		床面積(2)		床面積(3)		床面積(4)		床面積小計 (1)~(4)
	幅(1)	奥行(1)	幅(2)	奥行(2)	幅(3)	奥行(3)	幅(4)	奥行(4)	
1階	1.592	3.640	7.735	5.460					48.028
2階	0.455	3.640	5.915	5.460	3.640	4.550			50.514
床面積合計									98.54

※天井裏への処置  使用材料はF☆☆☆☆とする。  
 ※換気経路にある出入り口ドアは全てアンダーカット1cm以上設けることとする

居室等の名称	床面積小計 m <sup>2</sup>	平均天井高 m	気積 m <sup>3</sup>	換気種別	給気機による 給気量 m <sup>3</sup> /h	排気機による 排気量 m <sup>3</sup> /h	換気回数 n	備考	
1階	48.028	2.30	110.46	給気口及び排気機		54.00		トイレ	
2階	50.514	2.40	121.23			54.00		脱衣室	
						54.00		トイレ	
気積合計			231.70			162.00	0.69	≥0.5回/h OK	

※設計換気量の2倍(292.00)までを気積の許容範囲とする

## ② 天井裏等への措置 & 使用建築材料表 -シックハウス対策シート-

※「天井裏等の措置」とは、確認申請書第二号様式の(第四面)建築物別概要の[8. 建築設備の種類]の別紙です  
 ※「使用建築材料表」とは、施行規則第1条の3の表1(に)に基づき、確認申請書に添付する図書です

住宅の名称	栄区柏陽1号棟 新築工事	換気エリア番号 (複数ある場合のみI17番号を記入し、I17毎にシートを作成)	1
-------	--------------	---	---

居室等の全体床面積	98.54 m <sup>2</sup>	> 使用面積の合計	0.00 m <sup>2</sup>	換気方式 及び換気回数	第三種	0.93 回/時	内装仕上げの等級	3	天井裏等の等級	3
-----------	----------------------	-----------	---------------------	-------------	-----	----------	----------	---	---------	---

部位	構成部位	仕上げ材料 (室内側より)	建築材料の適否	発散等級	内装の仕上げ 又は天井裏等 の区別	面積	係数N	使用面積 =面積× 係数N	確認欄	
									目視	資料番号
<部位> 天井(1)		ビニルクロス	10) 壁紙	F☆☆☆☆	内装の仕上げ					
		接着剤	11) (壁紙等の)接着剤	F☆☆☆☆	内装の仕上げ					
		石膏ボード	該当なし(その他)	対象外	内装の仕上げ					
		グラスウール断熱材	14) 断熱材	F☆☆☆☆	天井裏等>建材					
<居室等> 2階共通		野地板	1) 合板	F☆☆☆☆	天井裏等>建材					
<部位> 天井(2)		ビニルクロス	10) 壁紙	F☆☆☆☆	内装の仕上げ					
		接着剤	11) (壁紙等の)接着剤	F☆☆☆☆	内装の仕上げ					
		石膏ボード	該当なし(その他)	対象外	内装の仕上げ					
		グラスウール断熱材	14) 断熱材	F☆☆☆☆	天井裏等>建材					
<居室等> 和室以外										
<部位> 天井(3)		特殊加工化粧合板	1) 合板	F☆☆☆☆	内装の仕上げ					
		接着剤	11) (壁紙等の)接着剤	F☆☆☆☆	内装の仕上げ					
<居室等> 和室										
<部位> 壁(1)		ビニルクロス	10) 壁紙	F☆☆☆☆	内装の仕上げ					
		接着剤	11) (壁紙等の)接着剤	F☆☆☆☆	内装の仕上げ					
		石膏ボード	該当なし(その他)	対象外	内装の仕上げ					
		グラスウール断熱材	14) 断熱材	F☆☆☆☆	天井裏等>建材					
<居室等> 全室共通 (外に面 する壁)										
<部位> 壁(2)		ビニルクロス	10) 壁紙	F☆☆☆☆	内装の仕上げ					
		接着剤	11) (壁紙等の)接着剤	F☆☆☆☆	内装の仕上げ					
		石膏ボード	該当なし(その他)	対象外	内装の仕上げ					
<居室等> 全室共通 (間仕切 り)										
<部位> 床(1)		複合フローリング	2) 木質系フローリング	F☆☆☆☆	内装の仕上げ					
		接着剤	17) (床材等の)接着剤	F☆☆☆☆	天井裏等>建材					
		下地合板	1) 合板	F☆☆☆☆	天井裏等>建材					
		基礎部分 押出法ポリスチレンフォーム	14) 断熱材	F☆☆☆☆	天井裏等>建材					
<居室等> 1階和室 以外										
<部位> 床(2)		畳	該当なし(その他)	対象外	内装の仕上げ					
		下地合板	1) 合板	F☆☆☆☆	内装の仕上げ					
		グラスウール断熱材	14) 断熱材	F☆☆☆☆	天井裏等>建材					
<居室等> 和室										

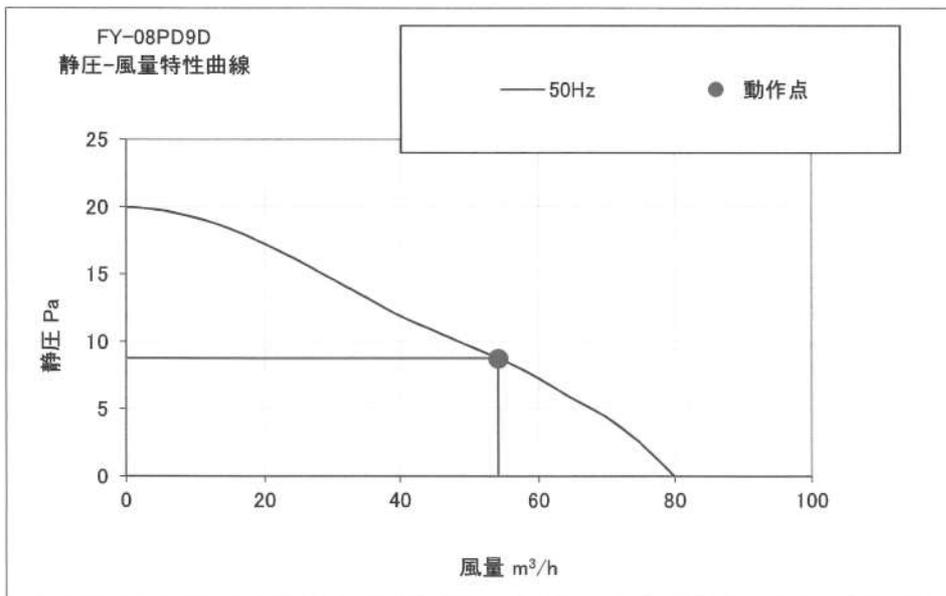
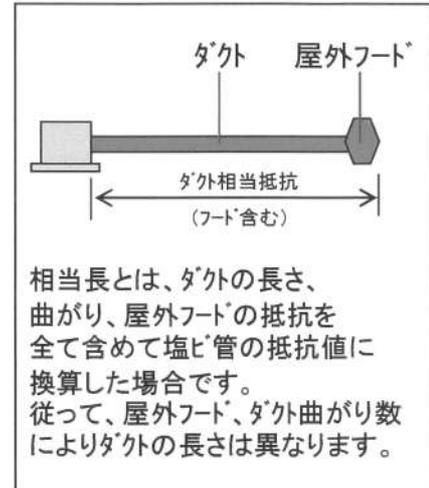
部位	構成部位	仕上げ材料 (室内側より)	建築材料の適否	発散等級	内装の仕上げ 又は天井裏等 の区別	面積	係数N	使用面積 =面積× 係数N	確認欄	
									目視	資料番号
床 (3)		複合フローリング <sup>※</sup>	2) 木質系フローリング <sup>※</sup>	F☆☆☆☆	内装の仕上げ					
		接着剤	17) (床材等の) 接着剤	F☆☆☆☆	天井裏等>建材					
		下地合板	1) 合板	F☆☆☆☆	天井裏等>建材					
ただし、F☆☆☆☆及び天井裏等の場合は記入しない。										
2階共通										
床 (4)		複合フローリング <sup>※</sup>	1) 合板	F☆☆☆☆	内装の仕上げ					
		接着剤	17) (床材等の) 接着剤	F☆☆☆☆	天井裏等>建材					
		下地合板	1) 合板	F☆☆☆☆	天井裏等>建材					
洗面脱衣室・便所										
木製建具	扉鏡板	化粧MDF	6) MDF	F☆☆☆☆	内装の仕上げ					
		接着剤	17) (床材等の) 接着剤	F☆☆☆☆	天井裏等>建材					
	全室共通									
階段	踏み板	化粧張り集成材	4) 集成材	F☆☆☆☆	内装の仕上げ					
	蹴込み板	化粧張り集成材	4) 集成材	F☆☆☆☆	内装の仕上げ					
	裏板	合板	1) 合板	F☆☆☆☆	天井裏等>建材					
		接着剤	17) (床材等の) 接着剤	F☆☆☆☆	天井裏等>建材					
洗面化粧台										
洗面化粧台	天板	MDF	6) MDF	F☆☆☆☆	内装の仕上げ					
	側板	MDF	6) MDF	F☆☆☆☆	内装の仕上げ					
	扉鏡板	ラミン化粧合板	1) 合板	F☆☆☆☆	内装の仕上げ					
	棚板	MDF	6) MDF	F☆☆☆☆	天井裏等>建材					
	底板	MDF	6) MDF	F☆☆☆☆	天井裏等>建材					
クローゼット物入れ	天板	合板	1) 合板	F☆☆☆☆	天井裏等>建材					
	側板	合板	1) 合板	F☆☆☆☆	天井裏等>建材					
	扉鏡板	化粧張り集成材	4) 集成材	F☆☆☆☆	内装の仕上げ					
	扉鏡板	化粧合板	1) 合板	F☆☆☆☆	内装の仕上げ					
	棚板	化粧合板	1) 合板	F☆☆☆☆	天井裏等>建材					
システムキッチン	天板	MDF	6) MDF	F☆☆☆☆	内装の仕上げ					
	側板	MDF	6) MDF	F☆☆☆☆	内装の仕上げ					
	扉鏡板	ラミン化粧合板	1) 合板	F☆☆☆☆	内装の仕上げ					
	扉鏡板	ラミン化粧合板	1) 合板	F☆☆☆☆	内装の仕上げ					
	棚板	MDF	6) MDF	F☆☆☆☆	天井裏等>建材					
洋室	底板	合板	1) 合板	F☆☆☆☆	天井裏等>建材					
		接着剤	17) (床材等の) 接着剤	F☆☆☆☆	天井裏等>建材					
	台所									
玄関収納	天板	化粧合板	1) 合板	F☆☆☆☆	内装の仕上げ					
	側板	化粧合板	1) 合板	F☆☆☆☆	内装の仕上げ					
	扉鏡板	化粧張り集成材	4) 集成材	F☆☆☆☆	内装の仕上げ					
	扉鏡板	化粧合板	1) 合板	F☆☆☆☆	内装の仕上げ					
	棚板	化粧合板	1) 合板	F☆☆☆☆	天井裏等>建材					
玄関	底板	合板	1) 合板	F☆☆☆☆	天井裏等>建材					
		接着剤	17) (床材等の) 接着剤	F☆☆☆☆	天井裏等>建材					

### ■ 排気側計算シート FY-08PD9D 20m 相当長

有効換気量	(m <sup>3</sup> /h)	54.00	計算径路	
			管理NO	

				部屋名
				▼最大
1次ダクト 塩化ビニール管	風量 Q	(m <sup>3</sup> /h)	(1)	54.00
	ダクト径 D	(m)	(2)	0.1
	動圧 Pv	(Pa)	(3)	2.19
	ダクト長さ L	(m)	(4)	20
	摩擦係数 λ		(5)	0.02
	(イ)=[(5)×(4)/(2)]×(3)			8.75
Pr=(イ)				8.75

有効換気量	54.00	m <sup>3</sup> /h
圧力損失	8.75	Pa



運転モード
50Hz強弱なし

※施工時はそれぞれのダクト長さ及び曲がりの数以内で行ってください、変更の場合再計算が必要です。  
 ※本計算は、ダクト径に対する基準風量が公開されていない為、等圧法による計算に基づいた計算です。  
 実際の風量は住宅性能、設置条件により異なる場合があります。  
 ※本計算書は実数で計算していますが、圧力損失については少数点2桁表示にしています。  
 ※本資料は貴社情報による参考資料です。施工時には建築士と十分な最終確認を行ってください。

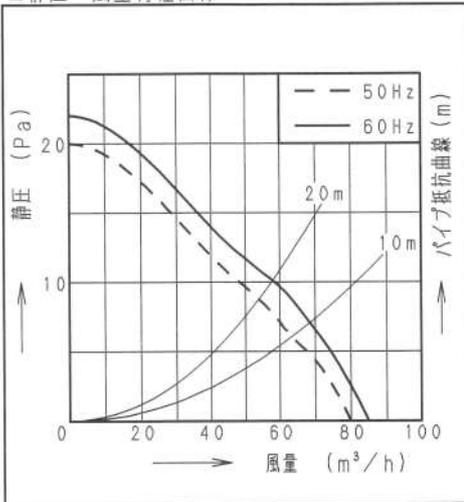
パナソニック エコシステムズ株式会社 換気扇ター

■仕様

定格	1φ 100V	
機能	排気	
周波数 (Hz)	50	60
消費電力 (W)	1.7	1.9
電流 (A)	0.019	0.020
風量 (m³/h)	80	85
騒音 (dB)	20.5	22.0
質量 (kg)	0.43	
適用パイプ:呼び径	φ100	
電動機形式	2極開放形コンデンサー誘導電動機	
定格時間	連続	
絶縁階級	E種	
巻線温度上昇	75K以下	
基準周囲温度	-10~40℃	
絶縁抵抗	1MΩ以上 (d. c. 500V)	
絶縁耐力	a. c. 1000V 1分間	

(注) 測定数値は静圧0Paにおけるものです。  
測定は日本工業規格 (JIS C9603) の方法によるものです。

■静圧-風量特性曲線



■付属品

付属品名	数量
取扱説明書	1
工事説明書	1
本体固定用ねじ	2

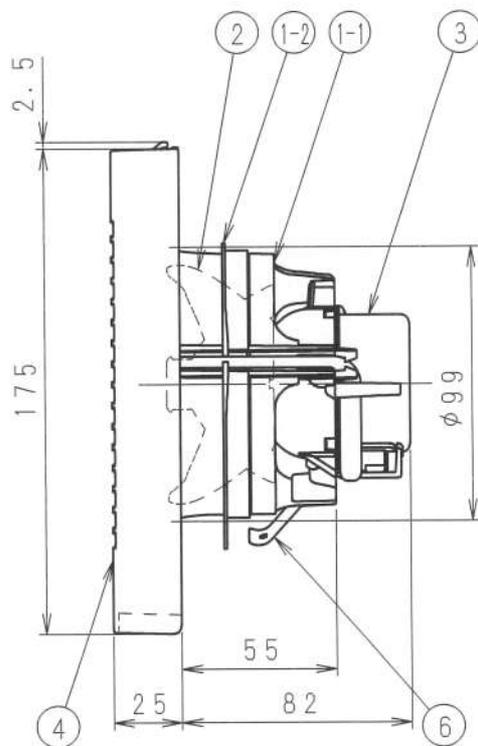
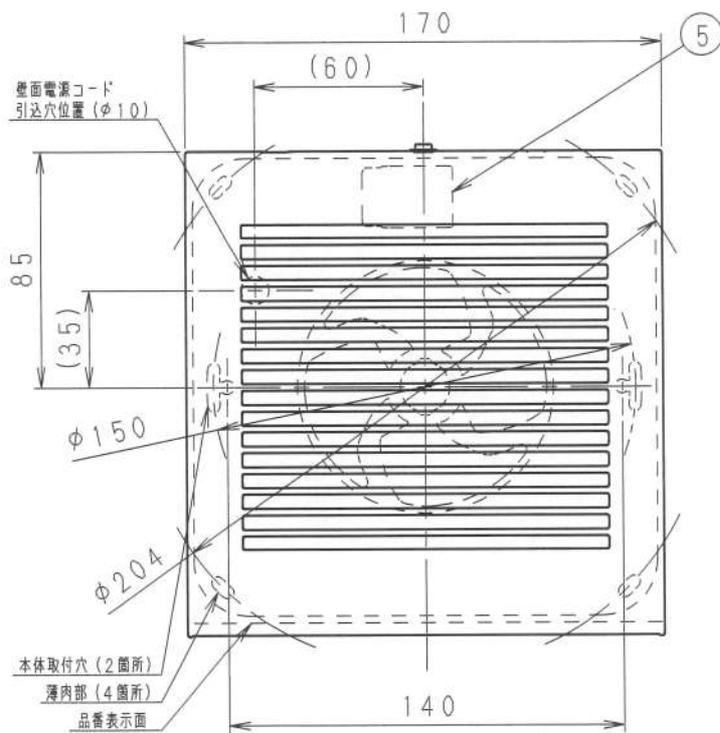
■適用パイプ

適用パイプ	外径	内径	下穴径
VU100	φ114	φ107	φ115
VP100		φ100	
FY-KP04	φ103	φ100	φ105
FY-PAP041 (塵取付専用)	φ110	φ107	φ110

・内径の小さいパイプに本体を取り付けた後、内径の大きいパイプは取り付けて下さい。風漏れ、壁面汚れの原因になります。

■専用部材 (別売品)

換気扇用プラグコード FY-WP01  
パイプセット FY-PAP041



■結線図



スイッチ (別売品): FY-SV05W, FY-SV05WC  
(市販のパイロットランプ付きのスイッチには、消費電力10W以下の製品ではパイロットランプが点灯しない場合があります。)

■ご注意

- ・設置工事、電気工事は必ず同梱の工事説明書にしたがってください。
- ・浴室など湿気の多いところには取り付けてください。
- ・本体は、十分強度のあるところに取り付けてください。
- ・高温になる場所 (周囲温度40℃以上) には取り付けてください。
- ・台所など、油煙の発生する場所や有機溶剤がかかる場所には取り付けてください。
- ・パイプは必ず屋外側に下り勾配をもうけてください。
- ・外壁面に、必ずパイプフードまたはベントキャップなどを取り付けてください。
- ・パイプフードやベントキャップなどは、壁厚によって取り付けられない場合があります。
- ・総合カタログをご確認ください。
- ・壁面・天井面どちらにも取り付けできます。
- ・効果的な換気を行うために給気口を設けてください。

単位: mm

ルーバー開口面積: 105cm<sup>2</sup>

品名	材質	数量	備考
1-1 フレーム	PP樹脂	1	色: 黒
1-2 気密リング	エラストマー	1	一体成形
2 羽根	PP樹脂	1	色: 黒
3 モーター		1	
4 ルーバー	PP樹脂	1	モデル#3.2Y6.9/0.6
5 速結端子	PBT樹脂	1	電源用
6 取付ばね	ステンレス	1	

名称		品番	
パイプファン (居室・トイレ・洗面所用)		FY-08PD9D	
作成年月日	'15. 2. 2	尺 度	図 面
改訂年月日		Free	整理番号
DJ-419			改訂NO. 0

パナソニック エコシステムズ株式会社

サイズA4